その他告示

○中央労働委員会告示第一号

行政執行法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第四条第二項の規定に基づき、平成十五年中央労働委員会告示第一号の一部を次の表のように改正する。

令和七年五月二十二日

中央労働委員会会長　荒木　尚志

（傍線部分は改正部分）

改正後

勤務箇所	労働組合法第二条第一号に規定する者
（略）	
独立行政法人統計センター	経営審議役　部長　次長　参事　課長　監査室長　室長（監査室長を除く。）　財務企画監　副課長　課長代理（人事、労務又は経理の事務を担当する者に限る。）　人事、労務又は経理担当の係長
独立行政法人造幣局　本局	部長　研究所長　部次長　課長　首席監察官　首席監査官　契約・保有資産監理官　室長　監察官　監査官　企画調整官　情報公開調整官　課長補佐（秘書、人事、労務、法務、財務又は監察担当の者に限る。）　主事（秘書、人事、労務又は法務担当の者に限る。）　人事又は労務担当の係員（企画に関する事務を行う者に限る。）　庁舎又は構内の警備に従事する者でその職務の執行に関し本局の職員の取締りをするもの
支局	支局長　支局次長　課長　室長　企画調整官　作業調整官（溶解課及び貨幣第一課に置くものに限る。）　課長補佐（人事又は労務担当の者に限る。）　主事（人事又は労務担当の者に限る。）　庁舎又は構内の警備に従事する者でその職務の執行に関し支局の職員の取締りをするもの
（略）	

改正前

勤務箇所	労働組合法第二条第一号に規定する者
（略）	
独立行政法人統計センター	経営審議役　部長　次長　人口・消費統計編成調整官　経済統計編成調整官　参事　課長　統計データ高度化推進官　監査室長　室長（監査室長を除く。）　人事企画監　財務企画監　副課長　課長代理（人事、労務又は経理の事務を担当する者に限る。）　人事、労務又は経理担当の係長
独立行政法人造幣局　本局	部長　研究所長　部次長　課長　首席監察官　首席監査官　広報官　契約・保有資産監理官　研修所長　博物館長　室長　監察官　監査官　企画調整官　情報公開調整官　専門官（秘書、人事、労務、法務、財務又は監察担当の者に限る。）　主事（秘書、人事、労務又は法務担当の者に限る。）　人事又は労務担当の係員（企画に関する事務を行う者に限る。）　庁舎又は構内の警備に従事する者でその職務の執行に関し本局の職員の取締りをするもの
支局	支局長　支局次長　課長　室長　企画調整官　作業調整官（溶解課及び貨幣第一課に置くものに限る。）　専門官（人事又は労務担当の者に限る。）　主事（人事又は労務担当の者に限る。）　庁舎又は構内の警備に従事する者でその職務の執行に関し支局の職員の取締りをするもの
（略）	